| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| その関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）を定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。<br>［イ～ハ　略］<br>［四十五～五十　略］<br>五十一　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）<br>備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。 | その関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）を定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）<br>［イ～ハ　略］<br>［四十五～五十　略］<br>五十一　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）<br>備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 |

（対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

**第五条**　対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表**<br>［一・二　略］<br>三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類<br>三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業<br>［四・五　略］<br>［号を削る。］ | **別表**<br>［一・二　同上］<br>三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類<br>三九一―ソフトウェア業<br>［四・五　同上］<br>六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種<br>イ　大分類E―製造業<br>ロ　小分類三九一―ソフトウェア業<br>ハ　小分類七一一―自然科学研究所 |